

令和 6 年度戦略的国際共同研究推進委託事業 (フィリピン共和国との共同研究分野)

1 事業概要

日本とフィリピン共和国の研究機関が行う共同研究のうち、日本側の研究機関が実施する研究に対し、農林水産省が委託を行う事業です。フィリピン共和国は、フィリピン共和国国内の研究機関に分担する研究を実施させます。

共同研究課題の採択に当たり、日本国内の研究機関は、共同で研究開発を行うフィリピン共和国国内の研究機関との分担を明らかにした研究開発提案書（以下「提案書」という。）を作成し、農林水産省に提出します。採択予定者の選定については、提案書を審査の上、評価結果にフィリピン共和国側の意見を反映させて、評価の高い提案が採択されることとなります。

2 公募課題

本事業では、「農業協力に関する日本国農林水産省とフィリピン共和国農業省との間の協力覚書」に関する共同文書を踏まえ、以下の研究領域において、より持続可能な農林業・食料システムへの必要な移行の支援につながる課題を公募します。

(1) 越境性植物病害虫防除

3 委託先等

日本国内に設置された大学、民間企業、国立研究開発法人等に所属する研究者又はこれを研究代表者とするコンソーシアムに委託します。

4 契約限度額

令和 6 年度は採択課題全体で 10, 709 千円（消費税（地方消費税を含む。）込み。）

5 研究期間

委託契約締結日から令和10年度まで、原則 5 年間（予定）

6 研究経費

研究経費は、日本の研究開発実施機関を対象に支払われ、上限額は、上記 4 に記載のとおりです。ただし、研究経費は、採択審査の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、翌年度以降の研究経費は、提案当初の研究費を委託金額として保証するものではなく、運営・評価委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。